

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年10月6日
事業者の氏名又は名称	有限会社三和タクシー(法人番号2470002003282)(代表者 杉原敏充)
事業者の所在地	香川県高松市花園町1丁目2-21
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市花園町1丁目2-21
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(52日車)、文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和4年6月28日及び同年7月14日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、10件の違反が確認された。</p> <p>(1)苦情の処理記録の保存が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第(以下「運輸規則」)3条第2項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(運輸規則第21条第5項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(5)乗務員台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(8)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(9)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(10)要件を満たさない者が運行管理者の業務の補助者として点呼を行っていたこと(運輸規則第47条の9第3項)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年10月19日
事業者の氏名又は名称	近永タクシー有限公司(法人番号1500002023609)(代表者 兵頭武仁)
事業者の所在地	愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永956
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永956
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和4年7月26日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項)  (2)運転者に対する点呼の実施内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第1項、第2項)  (3)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。